

## 1 遠距離通学費補助金とは

生徒の通学に必要な経費の負担軽減のため、15,000円／月を超える定期券代を負担している方に対して、代金の一部を補助する制度です。

補助金ですので、**返済の必要はありません**。

補 助 対 象 者	<b>生徒一人当たり 15,000円／月を超える通学定期券代を負担している方のうち以下のどれか1つにも当てはまる方</b>
	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護を受けている <small>(ただし、生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されない方に限る)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 里親・保護受託者に委託されているか、児童養護施設に入所している <input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯の弟妹が市町から就学援助を受けている <input checked="" type="checkbox"/> 保護者等の県民税所得割と市町民税所得割の合算した額が85,500円未満 <b>(税額の確認方法は次のページをご覧ください)</b>

## 2 補助額

**(1か月分の定期券代 - 15,000円) × 最大11月 × 0.5以内**

例：1か月分の定期券代

バス 9,000円	電車 14,000円	計：23,000円
15,000円	8,000円	23,000 - 15,000円
<b>補助額 →</b>	<b>8,000円</b>	<b>×通学月数×0.5以内</b>

## 3 提出書類

※ 通学月数は、1・2年生は11月、3年生は10月です

次の①～④の書類（④は申請理由ごとに異なります）

提出する方	提出する書類
<b>申請者全員</b>	① 交付申請書（様式1） ② 通学計画書（様式2） ③ 通学定期券のコピー <small>（4月1日または4月最初の登校日か入学式の日には有効なもの）</small>
④ 右の うち どれ か 1 つ	生活保護を受給中 生活保護受給者証明書  里親・保護受託者・児童養護施設のもとにいる 児童相談所が発行する、措置を受けていることを証明する書類 または 施設長の入所証明書  就学援助を受けている弟妹がいる 市町教育委員会の発行する就学援助受給証明書 または 決定通知書  市町民税が0円か均等割額のみ 市町が発行する令和 <b>6</b> 年度の課税証明書 または 納税通知書(コピー可) ※ 保護者が2名の場合は2名分・1名の場合は1名分

#### 4 提出期限・提出先

**令和6年6月28日（金） 事務室まで**（※ 担任ではありません）

#### 5 その他

御不明な点につきましては、事務室（電話番号 053-592-1625）へお問い合わせください。

### 【参考】 県民税及び市町民税所得割の額の確認方法

勤務形態等	確認書類	入手方法
会社員・パート等	特別徴収税額の決定通知書	勤務先からの配布
自営業	市町民税及び県民税の納税通知書	市役所からの送付
勤務形態・勤務の有無 問わず誰でもOK	課税証明書（又は非課税証明書）	市役所・町役場で取得（有料）

#### ○ 特別徴収税額決定通知書での確認例

令和		年度		給与所得等に係る市民税・県民税		特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）			
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	営業所得	不動産所得	雑所得	課税標準	総所得③	市	税額控除前所得割額④
	給与所得		山林所得	分離短期譲渡	税額控除額⑤				
	その他の所得計		分離長期譲渡	所得割額⑥					
所得控除		総所得金額①	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	均等割額⑦	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥
	雑損	障・寡・勤	老	扶養親族	該当区分	本人	均等割額⑦	税額控除額⑤	所得割額⑥
	医療費	配偶者	配	同	特	他	均等割額⑦	税額控除額⑤	所得割額⑥
	社会保険料	配偶者特別	偶	同	特	他	特別徴収税額⑧	税額控除額⑤	所得割額⑥
	小規模企業共済	扶養	者	同	特	他	控除不足額⑨	税額控除額⑤	所得割額⑥
	生命保険料	基礎	特	同	特	他	控除不足額⑨	税額控除額⑤	所得割額⑥
地震保険料	所得控除合計②	別	同	特	他	控除不足額⑨	税額控除額⑤	所得割額⑥	

県民税所得割と市民税所得割を合算して 85,500 円未済の場合に対象となります。